

別記

第1号様式（第5条関係）

会議開催案内書

1 審議会等の名称	令和7年度 第3回羽島市社会教育推進審議会										
2 開催日時	令和8年2月17日（火曜日） 午前10時から午前11時まで (終了時刻は見込みです)										
3 開催場所	羽島市役所 4階 第一委員会室										
4 議題	社会教育に係る令和7年度の取り組みについて										
5 公開、一部非公開 又は非公開等の 別及び理由	<table border="1"><tr><td>公開</td><td>・</td><td>一部非公開</td><td>・</td><td>非公開</td></tr><tr><td colspan="5">(一部非公開又は非公開の場合の理由)</td></tr></table>	公開	・	一部非公開	・	非公開	(一部非公開又は非公開の場合の理由)				
公開	・	一部非公開	・	非公開							
(一部非公開又は非公開の場合の理由)											
6 傍聴者の定員	5人										
7 傍聴に必要な手 続等	準備の都合上、傍聴を希望される方は、2月16日（月） の午後4時45分までに生涯学習課までご連絡していただ きますようお願いします。傍聴を希望される方から先着順 に傍聴者を決定させていただきます。										
8 その他必要事項											
9 問い合わせ先 (事務局)	所管課 市民協働部生涯学習課 電話番号（058）392-1111（内線 6134）										

第2号様式（第8条関係）

傍聴に係る遵守事項

- 1 会議開催中は静粛に傍聴することとし、会議における発言に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- 2 会議開催中はみだりに傍聴席を離れないこと。
- 3 会議場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと（事前に審議会等の長の許可を得た場合を除く。）。
- 4 会議場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- 5 会議場において、のぼり、旗、プラカード、鉢巻、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものを携帯又は着用しないこと。
- 6 会議場においては、携帯電話、ラジオ等の電源を切ること。
- 7 1から6までに掲げるもののほか、議事運営に支障となる行為はしないこと。